

海と桜のメモリアル樹木葬 定型約款

令和2年4月1日現在

第1条 (適用)

- 1 「海と桜のメモリアル樹木葬 墓地使用契約書」に関し、本書定型約款（以下、「本約款」という）を適用するものとする。
- 2 別紙「海と桜のメモリアル樹木葬 墓地使用契約書」（以下、「契約書」という）において申込のうえ契約をした者（以下、「契約者」という）は、当該申込みをした時点で、本約款に同意承諾したものとする。

第2条 (契約内容)

契約者は、契約書をもって次のとおり契約を締結し、または同意したものとする。

- (1) 宗教法人妙徳寺との間で、妙徳寺が所有する境内地の墓地区画内の一部に関する墓地使用契約
- (2) 前号に基づく墓地区画の管理運営等に関する事項について、妙徳寺が株式会社海と桜のメモリアル（以下、「管理会社」という）に業務委託すること
- (3) 前号に基づき管理会社が業務の一部を再委託すること
- (4) 前各号に基づき、契約者が妙徳寺その他各業者に支払うべき一切の金銭を管理会社が代理して預り、支払うこと

第3条 (契約者の死亡による本契約の効力)

- 1 契約者が死亡した場合においても、契約書に基づく墓地使用契約（以下、「本契約」という）は終了せず、契約者の相続人は、契約者の本契約上の権利義務を承継するものとする。
- 2 契約者の相続人は、前項の場合において、第7条記載の事由がある場合を除き、本契約を解除することができない。
- 3 第1項記載の場合、本約款内「契約者」とあるのを、「契約者の相続人または権利義務承継者」と読み替える。

第4条 (契約に関する費用)

- 1 契約者が契約書に基づき支払う金銭及びその明細は、別途管理会社が提示する見積書または請求書のとおりとする。
- 2 本契約は契約者からの申込み後、金銭の支払いがなされた時をもって成立するものとする。
- 3 本契約の成立後、契約者の都合または契約者から生じた事由により本契約が解除された場合、管理会社が既に受領済みの金員については契約者に返還することを要しない。
- 4 本契約の申込み後支払いがない場合または前項の場合において、管理会社が既に本契約の履行に着手したものがあつた場合には、当該諸費用を契約者に請求することができる。なお、この場合において、妙徳寺または管理会社が契約者に対し預かつた金員、

遺骨、その他重要物の返還を要するときは、契約者から当該諸費用の支払いがされるまでこれを留置することができる。

第5条 (供養・管理運営の方法)

- 1 本契約に基づき、妙徳寺が行う樹木葬は宗派、檀家であるか否かに関わらず一律の様式において供養するものとする。
- 2 管理会社が行う樹木葬区画の使用開始時期、埋骨時期、管理運営の方法、時期、費用、時間等はすべて妙徳寺及び管理会社が契約者の利益となる範囲において独自の判断により行うものとする。
- 3 樹木葬後、本契約で定める期間を経過した後は、合祀墓に埋骨のうえ永代供養するものとする。当該期間の起算日は、現実に樹木葬が行われた日にかかわらず、本契約の契約日とする。但し、管理会社が便宜上樹木葬を行った日とすることを妨げない。
- 4 本契約が解除または終了したときは、本契約の性質上、契約の終了原因、終了日にかかわらず、妙徳寺または管理会社が契約者もしくは親族関係者等から預かつた遺骨を埋骨した後は、返還しないものとする。

第6条 (変更事項の通知等)

- 1 本契約後、契約者の職業、居住地、連絡先、その他予備連絡先等重要な事項につき変更が生じた場合には、契約者は遅滞なく管理会社に連絡するものとする。
- 2 管理会社の契約者に対する通知その他連絡が、連続して2回とることができず、または到達しないときは、契約者または親族等関係者から連絡があるまでの間、管理会社は当該契約者に対する通知または連絡をしないことができる。

第7条 (解除)

- 1 妙徳寺、管理会社または契約者は、本契約の相手方について次の各号の一に該当する事由が生じた場合、催告を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約に基づく債務が、契約者の故意または過失により不履行となつたとき。
 - (2) 本契約に違反し、信頼関係が破壊されたとき。
 - (3) 支払い停止、破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始、その他これらに類する手続の申立てがなされたとき。
 - (4) 小切手または手形の不渡りを生じさせ、もしくは手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分あるいはこれらに準じる処分を受けたとき。
 - (5) その所有にかかる財産につき仮差押、仮処分、強制執行、租税公課の滞納処分による滞納処分または競売申立てを受けたと

き。

- (6) 解散し、または解散命令を受けたとき。
但し、合併による解散の決議において、相手方が予め書面により承諾する場合を除く。
- (7) 事業を停止し、廃止し、または所轄政府機関等により業務停止処分等の処分を受けたとき。
- (8) 第10条の表明に違反したとき

第8条（損害賠償）

- 1 契約者は、妙徳寺または管理会社に対し、本契約または本約款に反する事実が事実が発生した場合、もしくは本契約内容に違反する行為により妙徳寺または管理会社に損害が生じた場合には、その損害について賠償する責任を負う。
- 2 妙徳寺または管理会社は、契約者に対し、本契約の履行に際しまたは本契約の解除により契約者に損害が生じた場合、その損害について賠償する責任を負う。
- 3 前2項の場合において、紛争等解決のために弁護士その他専門家に依頼したときは、当該弁護士等報酬及び紛争処理に要した一切の諸経費を相手方に請求することができる。

第9条（個人情報）

- 1 契約者が妙徳寺及び管理会社に対し提供した個人データ（個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という）第2条第4項で定義される個人データをいう）（以下、「本件個人データ」という）について、本契約に必要な範囲内で利用することを予め承諾する。
- 2 妙徳寺及び管理会社が本契約に基づく業務の一部を再委託した場合、当該再委託先第三者において前項を準用する。

第10条（反社会的勢力の排除）

- 1 妙徳寺、管理会社及び契約者は、次の各号の一に該当しないことを相互に表明し、保証する。
 - (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
 - (2) 前号に準ずる者
 - (3) 前各号に該当する者（以下、「暴力団員等」という）が直接的、間接的または実質的に経営を支配していると認められる者
 - (4) 自己または第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を与える目的で、暴力団員等を利用していると認められる者
 - (5) 暴力団員等に対し資金または便宜を提供し、もしくは提供していると認められる者
 - (6) 役員または経営に実質的に関与する者が、暴力団員等と社会的に非難されうる関係を有する者
- 2 甲及び乙は、自己または第三者のために、次の各号の一に該当する行為をしないことを相互に表明し、保証する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関し、直接的または間接的に、脅迫的な言動をし、あるいは暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、あるいは相手方の業務を妨害する行為

第11条（誓約事項）

契約者は、本契約の内容について契約者、親族、利害関係人等で紛議が生じた場合は、当該当事者間で解決し、妙徳寺、管理会社及び再委託先がある場合は再委託先に対し損害賠償等請求を一切行わない。

第12条（管轄）

本契約または本約款の内容等につき訴訟になる場合は、訴訟額に応じ、神戸簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄とする。